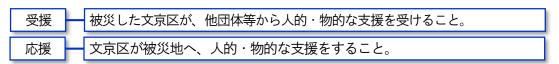
# 文京区災害時受援応援計画(概要版)

令和3年3月策定

## 第1章 総論

#### 1 計画の目的

文京区災害時受援応援計画(以下「本計画」という。)は、大規模災害により区が被災した際に、国、 都、自衛隊、全国の自治体、協定事業者・団体等から支援を受け入れるため、あらかじめ支援を受ける業 務、受入体制等を定めるとともに、被災した自治体に対し、応援者の派遣、物資の提供を行うための体制等 を定めることを目的とする。



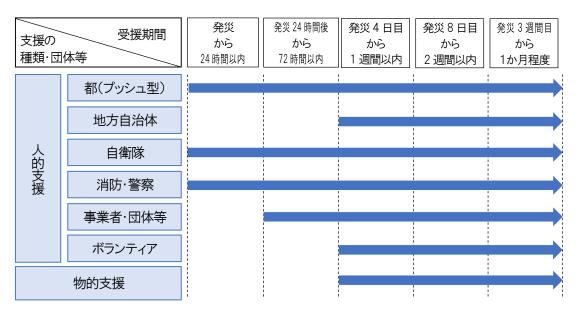
#### 2 計画の位置付け

区の災害対策は、災害対策基本法に基づく「文京区地域防災計画」に定められている。本計画は、「文京 区地域防災計画」を補完する計画として、受援及び応援を行う際の考え方、組織、手順等を示す。

#### 3 受援・応援の概要

受援・応援の概要は、次のとおりである。

種類	〇人的(応援者及び対策に必要な資機材等)受援・応援
	○物的(被災者へ供給する食料及び必需品等の支援物資)受援・応援
区分	相手先及び内容により、次の2つに区分して対応
	○総合的な受援・応援:総合的かつ複数部門にまたがる災害対策の支援
	○専門的な受援・応援:専門的かつ各部等が直接要請する方が効率的な災害対策の支援



【支援の種類と想定される受援期間】

#### 4 計画の発動

受援の発動要件は、区内で震度 5 強以上の地震、大規模な水害又は土砂災害が発生した場合等とする。 応援の発動要件は、他の区市町村で大規模な地震、津波、水害又は土砂災害が発生した場合とする。

# 第2章 受援体制

#### 1 受援組織

災害が発生した際に、受援の総合調整を行う部署として、災対本部事務局に「受援班」を、部内のニーズ 把握、各部との調整等を行う部署として、災対各部に「受援担当」を設置する。

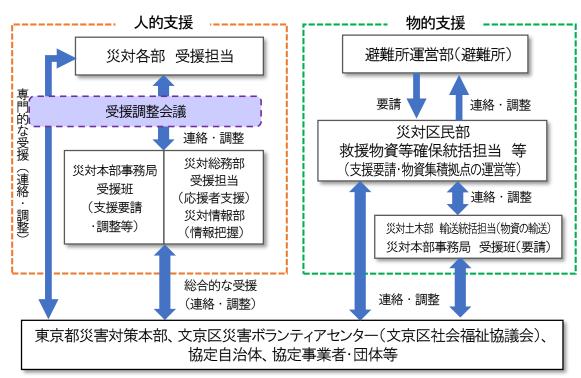
#### 2 受援の体制

#### (1) 人的支援

総合的な受援、専門的な受援に区分し、災対本部事務局受援班又は災対各部受援担当が行う。

#### (2)物的支援

避難所運営部からのニーズにより、災対区民部救援物資等確保統括担当が中心となって支援を要請する。



【受援の体制】

# 第3章 人的支援の受入れ

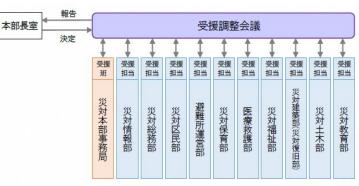
#### 1 人的支援受入れの考え方

区への人的支援として、都の調整により区を一対一で支援する区市町村(カウンターパート団体)が割り 当てられる。区は、当該区市町村と調整を行い、人的支援を受け入れる。

また、区と相互協力協定を締結している自治体、事業者・団体等に支援を要請し、資機材を含む人的支援を受け入れる。

#### 2 人的支援の担当

人的支援に関する受入れは、災対本部事務局受援班及び災対各部受援担当が担当する。また、受援担当で構成する受援調整会議を開催し、総合的な調整を図る。

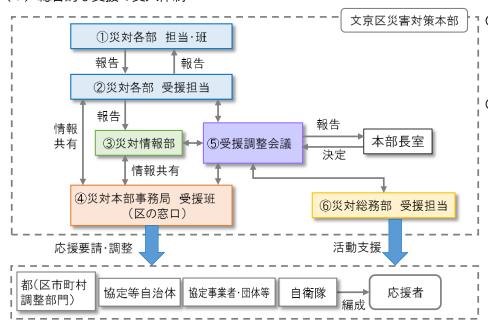


【受援調整会議】

#### 3 人的支援の受入体制

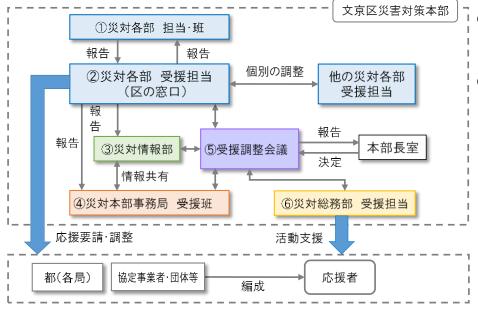
人的支援の受入体制は、総合的な受援と専門的な受援に区分して対応する。

#### (1)総合的な受援の受入体制



- <sup>↑</sup>○災対本部事務局受援班 └ が、区の窓口となり、 └ 応援要請・調整を行 ! う.
  - 〇都を通じたカウンター パート団体からの支援 や、自衛隊の災害派 遣、相互協力協定締結 自治体等の支援を受け 入れる。

#### (2) 専門的な受援の受入体制



- 〇災対各部受援担当が、区の窓口となり、応援要請・調整を行う。
- ○都各局を通じた支援や、 協定事業者・団体等によ る支援を受け入れる。

#### 4 受援対象業務

災害時に区が行う業務のうち、人的支援が必要となる32の業務を受援対象業務(別紙)として選定し、 あらかじめ、業務ごとに時期、必要性の判断要素、業務内容、必要な人数・資機材、要請先等を定める。

#### 5 受入拠点施設

自衛隊の災害派遣部隊、自治体、事業者・団体等からの応援者及び車両を受け入れるため、次の候補施設から受入拠点施設を指定する。

集結地	教育の森公園、目白台運動公園、小石川運動場
宿泊休憩場所	シビックセンター、スポーツセンター、総合体育館、目白台運動公園、小石
伯冶外思场州	川運動場、区民センター

# 第4章 物的支援の受入れ

#### 1 物的支援受入れの考え方

避難所生活者に対する物的支援として、発災後3日間は、区・都の備蓄物資で対応し、4日目以降は、炊き出し又は都からの支援物資(国等からの支援物資を含む。)を受け入れる。

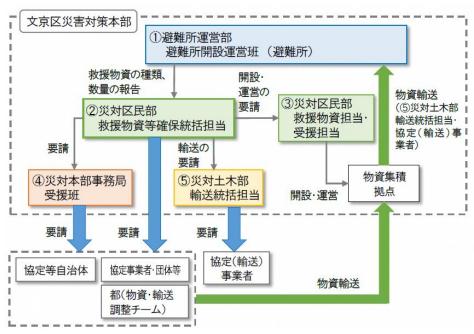
また、相互協力協定等締結自治体、その他の自治体、協定事業者・団体等にも要請を行う。

#### 2 物的支援の担当

物的支援の受入れは、災対区民部、避難所運営部、災対土木部及び災対本部事務局が担当する。

#### 3 物的支援の受入体制

物的支援の受入体制は、次のとおりである。



#### 4 物資の集積

物資集積拠点をシビックセンター、スポーツセンター又は総合体育館に設置する。大量の物資を集積する場合は、協定に基づき、東京都トラック協会文京支部に物資の管理を委託する。

### 第5章 応援体制

文京区以外の地域で大規模災害が発生した場合、相互協力協定又は都の調整等により、被災した自治体への 職員派遣や物資の提供を行う。

# 第6章 費用負担

受援・応援の費用は、支援を受けた被災自治体が負担することを原則とするほか、各協定や、災害救助法、 交付金等の財政措置を適用する。その他自主的な支援の場合は、支援団体に負担を依頼する。

# 第7章 受援応援計画の実効性を確保するための取組

本計画の実効性を確保するため、平常時から①災害時における協定の推進、②受入体制の強化、③受援訓練等の実施に取り組む。また、協定締結先との調整・協議、各種訓練等での問題点や課題を踏まえ、計画の内容を見直し、更新を図る。